

第 8 号

熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年9月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例（昭和49年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県工業用水道管理条例

第1条中「料金の徴収」を「管理」に改める。

第9条を第13条とし、第8条の次に次の4条を加える。

（公共施設等運営権の設定）

第9条 管理者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下この条及び第11条において「民間資金法」という。）

第16条の規定により、選定事業者（民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）に八代工業用水道及び有明工業用水道（以下「指定施設」という。）の運営等（民間資金法第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）を設定することができる。

2 公共施設等運営権の設定を受けようとする民間事業者は、管理者が別に定めるところにより、申請書に次に掲げる書類を添えて、管理者に管理者が定める期間内に申請しなければならない。

- (1) 指定施設の運営等に関する事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が別に定める書類

3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査を行い、最も適切に指定施設の運営等を行うことができると認める民間事業者を選定事業者として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、指定施設の運営等の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) 民間事業者が、指定施設の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- (3) 指定施設の安定的かつ効率的な運営等が、民間事業者の有する経営資源（設備、

技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。)、その創意工夫等により十分に確保されるものであること。

(指定施設の運営等の基準等)

第10条 前条第1項の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者(以下「運営権者」という。)は、次に掲げる基準に従って指定施設の運営等を行わなければならない。

- (1) 関係法令及びこの条例の規定を遵守し、適正かつ確実な運営等を行うこと。
- (2) 指定施設を適切に維持管理し、使用者に適切なサービスの提供を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、指定施設の運営等について必要な事項は、管理者が運営権者と協議して定める。

(業務の範囲)

第11条 運営権者は、指定施設の運営、維持管理その他必要な業務であつて、実施方針(民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。)で定める業務を行う。

(利用料金)

第12条 指定施設の運営等を運営権者が行っている場合には、当該指定施設の利用者は、運営権者に指定施設の利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を納めなければならない。

- 2 利用料金の額は、第4条の規定により算出した工業用水道料金の額と同額とする。
- 3 指定施設に係る工業用水道料金の徴収については、第3条及び第5条から第7条までの規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

熊本県工業用水道事業において公共施設等運営権の導入を図るため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。